

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、坂戸都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 坂戸都市計画区域の位置等

坂戸都市計画区域は、都心から約45km圏、本県のほぼ中央部に位置しています。また、坂戸都市計画区域に含まれる土地の区域は、坂戸市及び鶴ヶ島市の行政区域の全域です。

【3・5・32号一本松通り線】

本路線は、鶴ヶ島市の大字下新田字一本松を起点とし、坂戸市の大字厚川字一本松に至る延長約310m、幅員12mの幹線街路です。

II. 変更の理由

鶴ヶ島市では、一本松土地区画整理事業の事業計画変更と併せて3・3・29号一本松東通り線を「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）に基づく検証により廃止することになりました。

3・5・32号一本松通り線は、一本松土地区画整理事業及び一本松東通り線と一体的に計画された都市計画道路であるため、併せて廃止を行うものです。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅 員	変更内容
— (3・5・32号一本松通り線)	— (約310m)	— (—)	— (12m)	・廃止

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（鶴ヶ島市決定）
- ②土地区画整理事業（鶴ヶ島市決定）